

令和2年第7回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和2年8月31日（月）午後1時30分
開催場所	北区教育委員会室
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖 委 員 渡 辺 敦 子 委 員 本 間 正 江 委 員 名 島 啓 太 委 員 齋 藤 邦 彦 委 員 阿 良 田 由 紀
事務局職員	教育振興部長 教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事) 学校支援課長 生涯学習・学校地域連携課長 子ども未来部長 子ども未来部参事(子ども未来課長) 保育課長

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	56号	令和2年度東京都北区一般会計補正予算（第4号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
2	57号	東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
3	53号	「学校法律相談制度」の導入について	了承
4	54号	令和3年成人の日記念式典の開催について	了承
5	55号	保育施設の開設予定等について	了承
6	56号	新型コロナウイルス感染拡大に伴う保育所等の臨時休園への対応に係るベビーシッター利用助成の実施について	了承
7	57号	後援・共催事業に関する報告	了承

令和2年第7回東京都北区教育委員会臨時会会議録

令和2年8月31日(月) 10:00

清正教育長

それでは出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和2年第7回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第56号議案「令和2年度東京都北区一般会計補正予算(第4号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、お手元の第56号議案ご用意をいただきたいと存じます。

議案書を1枚おめくりいただきまして、1ページでございます。第3回北区議会定例会に提出する議案作成のため、区長から教育委員会宛てに意見を求める依頼文でございます。3ページが区議会に区長が提出する議案書の体裁となっております。

さらに1枚おめくりいただきまして5ページ、補正予算の内容となっております。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。教育委員会に関する部分の予算補正でございます。教育振興部、子ども未来部合算の額で作成しております。

内容を説明させていただきます。初めに下の表の歳出でございます。第3款、福祉費の第4項児童福祉費、表の右から2列目が補正額でございます。9億6,305万6,000円の増額。その下、第8款教育費の第1項から第5項、加えて第7項でございます。教育費の合計は上からの3行目の数字でございますが、1億4,919万円の増額でございます。歳出の補正額の合計は表の一番下にありますとおり、11億1,224万6,000円の増額でございます。

続きまして、上の表の歳入でございます。お示しのとおり第14款、第15款とございまして、補正額の合計は9億133万8,000円の増額でございます。

次に、詳細につきまして別添資料に基づき、まず教育振興部に関わるところをご説明いたします。

第56号議案参考資料①をご覧ください。歳出からご説明いたします。第1項の教育総務費の教育指導費でございますが、家庭学習教材購入支援事業費として6,371万円の増額でございます。

経費の内訳につきましては、増減説明欄のところに細かく書いてございますけれども、こちらにつきましては第56号議案参考資料③をお手元にご用意ください。こちらをもとに説明させていただきます。

図書カード配布による家庭学習支援事業でございます。新型コロナウイルスの影響を受けまして、学校は約3か月臨時休業いたしました。臨時休業の対応として、スタディサプリあるいはミライシードといったオンライン教材を活用した家庭学習支援に取り組

んでおりますが、さらなる支援といたしまして、図書カード配付をするものでございます。図書カードでございますが、児童・生徒自らの進捗や理解度に応じた教材を購入し、活用することによりまして、年間に渡ります学習範囲の復習、あるいは苦手分野に向き合うことで不得意科目の克服を目指すものでございます。また、発展的問題への挑戦や、得意分野を伸ばすといった中学・高校進学に向けた準備に用いるものでございます。既に提供しているオンライン教材との相乗的効果によって、一人一人の学習スタイルに沿った効率・効果的な学習を進めることができるのではないかと考えてございます。

2の内容でございますけれども、(1)の支援内容ですが、児童・生徒1人あたり3,000円分の図書カードを1枚配布いたします。

(2)の対象児童・生徒でございますが、北区在住の小学生、中学生に該当する学齢の児童生徒約2万600名にお配りいたします。公立小中学校につきましては、学校を通じて、それから、私立や国立等に通う児童・生徒につきましては、簡易書留での郵送を考えております。冬休みを有意義に過ごすことができるよう、12月の月上旬から中旬にかけてお配りしたいと考えております。

今後の予定はお示しのとおりでございます。以上が家庭学習支援事業の説明でございます。

参考資料①にお戻りいただきまして、説明を続けてまいります。

第2項小学校費のところでございますが、(1)職員給与費については、当初見込みの合計数から2名の増額でございます。

(2)GIGAスクール構想、いわゆる1人1台端末の導入に伴う経費でございます。家庭で端末機を用いる際の通信費でございますが、庁内のプロジェクトチームで経費削減の検討を進めてきた結果としまして、タブレット自体に発信機能がついているLTE対応の端末機ではなく、家庭のネット環境を活用するWi-Fi対応の端末機に方針を変更いたしました。そこで、インターネット環境のない家庭に対しまして、校外学習でも活用できるよう、モバイルルーターの購入経費を計上するものでございます。

その第3項中学校費の(1)職員給与費は、当初見込みより3名分の減額補正でございます。

(2)学校運営費でございます。新型コロナウイルス感染症感染拡大を踏まえまして、区立中学校12校の修学旅行は中止といたします。その中止に伴いますキャンセル料につきまして、保護者負担の軽減のため、キャンセル料全額を補助するものでございます。

(3)GIGAスクール構想は先ほどの小学校費と同様でございます。

その下、第4項校外施設費、那須高原学園管理費でございます。指定管理者制度を導入しておりますしらかば荘につきまして、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による減収補填を行うため、指定管理料を増額するものでございます。

第7項の社会教育費文化センター運営費につきましても、しらかば荘同様でございますが、指定管理制度を導入している文化センターにつきまして、減収補填を行うため、指定管理料を増額するというものでございます。

上の表、歳入でございます。第15款の都支出金、第2項都補助金、新型コロナウイ

ルス感染症対応地方創生臨時交付金7,631万円でございますが、先ほど説明させていただきました図書カード家庭学習教材購入の支援事業費、それから修学旅行のキャンセル料、いずれも10分の10の補助率で補助金の対象となっているというものでございます。

私からは以上でございます。続いて、子ども未来部から説明をいたします。

子ども未来
課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来
課長

それでは、続きまして説明資料②で子ども未来部の予算について、ご説明させていただきます。

②の資料の歳出の段でございます。歳出の3番目、(1)認証保育所等保育料補助費ということで、増減説明のところに記載をさせていただいておりますが、今後、保育所等の臨時休園があった場合のベビーシッターの利用について、新たな補助制度に沿いまして、利便性を考慮した支援事業を展開するというものでございます。詳細につきましては、予算の審議後に、報告事項としてご説明させていただきます。

次に、(2)私立保育所整備費助成費の5億3,940万1,000円でございます。ご案内のように既に公募・選定をしております私立保育所について、当初予算を上回る整備を行いますので、追加の経費を計上させていただきます。こちらも後ほど報告事項で詳細をご説明させていただきます。

次に、(3)子どもの未来応援事業でございます。2点ございまして、1点は子ども食堂への補助金の増額を行います。これは東京都の新たな施策で、それに呼応して区予算の増額を図るものでございます。1団体あたり170万円まで、補助枠の拡大を図る予定でございます。それからもう1点は、ひとり親家庭の相談機能として、オンライン相談を行えるように環境を整える予算を計上させていただきます。

次に、(4)新生児臨時特別給付金事業費でございます。(3)、(4)について別添の資料をご用意しております。説明資料④、タイトルが(仮称)北区新生児臨時特別給付金の支給についての資料をご覧ください。この臨時特別給付金につきましては、全国民に給付された国の特別定額給付金について、その基準日以降に生まれた新生児に対して追加的な給付を行うものでございます。

1の要旨でございますが、区独自の臨時特別給付金を支給し、子どもの健やかな成長を応援するということが直接の目的ということで設定をしております。

2の内容でございます。(1)の支給対象者および(2)の支給額でございますが、国の10万円の定額給付金が4月27日を基準日としておりましたので、その翌日、令和2年4月28日以降、同一学年であります令和3年4月1日までに生まれた新生児を持つ養育者に対して1人当たり10万円を給付いたします。(3)対象者数は、現時点で2,800人ほどを想定しております。(4)の申請期間、(5)の申請方法については記載のとおりでございますが、原則として窓口での混乱を避けるために対象者を抽

出し通知、郵送で申請を受け付けるという方式を取りたいと思っております。

3の事務処理の体制でございますけども、子ども未来課内にこの給付金のプロジェクトチームを設置しまして、分庁舎のいずれかの会議室でこのプロジェクトチームの活動を行いたいと考えております。また、活動のピークについては、遡って給付を行う11月ぐらいまでを目途に集中的な作業を予定しているところでございます。

裏面は今後の予定でございますので、後ほどご高覧いただければと思います。

次に、参考資料⑤でございますが、先ほど説明いたしました子育て相談のオンライン環境の整備について説明しております。2の導入事業ですが、今回オンライン環境を整備いたしますのは、1つは先ほどお話した、ひとり親家庭の相談機能である「そらまめ相談室」にオンライン機能を整備いたします。もう1つは、子ども家庭支援センターの方で行っております「はぴママひよこ面接」にも、ビデオ通話による面談が行えるように整備いたします。それぞれ10月中には環境を整えて、希望に応じてオンライン面談が行えるようにしていきたいと考えております。

恐れ入ります、説明資料②にお戻りください。歳出の(5)から(8)までは令和元年度から引き続き行っております、児童扶養手当あるいは助成金等の精算の項目でございます。いずれもお示しのような額の精算が、令和元年度の確定額に基づいて行われるものでございます。

裏面をご覧ください。裏面で保育所費、それから児童保育費、それぞれ新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費を補正予算で計上をさせていただいております。

福祉費における歳出の最後でございますが、児童福祉建設費の学童クラブ整備費として、1,410万9,000円の経費を計上しております。これは、王子小学校、王子桜中学校の敷地に学童棟を増築するものでございます。建設いたします敷地は、旧育ち愛ほっと館を取り壊しまして、そちらに3階建ての学童棟を建てる予定でございます。今後、王子小が最大で9から10クラス増加する見込みでございますので、そうした状況に対応するため、今年度は設計業務、解体業務に着手するための1か月分のリース代金を計上させていただいております。

それから、その下、第8款 教育費における歳出としまして、私立幼稚園費でございますが、こちらも令和元年度分の精算ということで、予算を計上させていただいております。

表面にお戻りください。上段の歳入でございます。例年の補助率、これまでのコロナ関連の補助を最大限活用するものでございます。先ほどお話した、新生児に対する10万円の追加給付については、この歳入の欄、福祉費補助金の(4)新型コロナウイルス感染症対応地方創生給付金を10分の10活用いたします。これは国二次補正で各市町村に割り振られる財源を給付金に投じるものでございます。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

渡辺委員

教育長

清正教育長

渡辺委員

渡辺委員

ご説明ありがとうございました。子ども達に対する様々な補助について、考えてくださっているということに、とても頭の下がる思いであります。特に、図書カードに関しましては、私はとても素晴らしいアイデアだと思いました。以前、長期休業におけるアンケートを児童にとった際、夏休み期間中に頑張りたいこととして、読書と答えた児童の割合が非常に高かったことを思い起こしました。今、本を読む機会が少なくなっておりますが、子ども達に対して、この図書カードは、これから皆が頑張って勉強するのを応援するための図書カードだよと渡せる、とても素晴らしいものではないかと思いましたので、大変ありがたいなと思って、感謝を述べさせていただきました。以上です。

清正教育長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件につきましては意見なしとすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定させていただきます。
次に、日程第2、第57号議案「東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。
事務局から説明をお願いします。

学校支援課長

教育長

清正教育長

学校支援課長

学校支援課長

それでは、私から第57号議案、東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について、ご説明をさせていただきます。

議案を1枚おめくりください。第3回定例会に議案を提出にするに当たり、教育委員会の求める教育委員会の意見を求める区長からの文章になります。

もう1枚おめくりください。条例として提出する議案でございます。

議案の5ページをお願いいたします。説明欄です。学校医等の公務災害補償に係る介

護補償の限度額を改定するほか、規定の整備を行うため、この条例案を提出するものでございます。

もう1枚おめくりいただき、6ページからが新旧対照表でございます。まず第12条、介護保障の額に係る第12条第2項各号において、それぞれお示しの額に改定するものでございます。

議案書7ページ、付則の障害補償年金前払金前払一時金の条項ですけれども、こちらは前払一時金が支給されたあと、障害補償年金を支給する場合の計算に係る部分について、利率の計算を100分の5から災害発生日における法定利率に改正するものです。

議案書8ページをご覧ください。こちらは、支給停止後の支給に係る計算の場合ですが、こちらにも利率を100分の5から災害発生日における法定利率に変更するものでございます。

改正する箇所は以上になります。

4ページにお戻りください。付則でございます。この条例は公布の日から施行いたします。経過措置につきましてはお示しのとおりでございます。条例の説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件につきましては意見なしとすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定させていただきます。次に報告事項に移ります。日程第3、報告第53号「学校法律相談制度」の導入について事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 それでは、報告第53号「学校法律相談制度」の導入でございます。1枚おめくりをお願いいたします。1、導入の要旨でございますが、資料に記載しておりますとおり、保護者対応や地域の対応について、学校の対応のみでは困難な事案が増加しており、支援体制が求められているところでございまして、この導入につきましては、働き方改革推進プランや教育ビジョンにも掲げてございます。そうした計画を今

回実現するものでございます。

さらに、記載はございませんが、子どもの最善の利益を考慮しながら、法律の専門家が助言する体制を構築するというところで、問題の未然防止、あるいは早期解決を図るという目的をもってございます。

2の内容のところでございますけれども、小・中学校に加えまして、幼稚園、こども園も加えるということでスタートさせていただきます。想定される相談事項はお示しのとおりでございます。

先般、この制度設計の前に各小・中学校、幼稚園、こども園にアンケート調査を実施いたしました。記載はございませんが、簡潔にご紹介させていただきますと、学校等で起きたトラブルについて、弁護士に相談したいと思ったことはあるかというアンケートでございまして、「あり」と答えた校園が19校園、「なし」もしくは未回答が33校園でございました。相談したいと思ったこと、あるいは制度導入後に相談したい事案を自由記述で書いていただきました。幾つかご紹介しますと、近隣住民からの不当なクレーム対応、それからいじめ等に関する教員に対する執拗なクレーム、生徒指導に対する保護者からの過剰な要求、教員の体罰等に関する保護者対応、それから児童のけんかで怪我が生じた場合の保護者対応等を相談したい、あるいはこれまで相談しなかったと把握しております。

3番でございます。法律事務所の選定でございますが、選定に当たりましては、実績があり、北区と顧問弁護士契約を締結している高橋総合法律事務所を選定いたしました。3行目に書いてございまして、相談案件が訴訟に発展した際に、初動から一貫した対応が容易になるということも捉えまして、こちらの事務所を選定いたしました。

裏面、4の制度利用の流れでございます。できるだけこの制度を使い勝手の良いものにしたいと考えてございまして、学校が法律事務所に相談しやすい体制を考えつつも、制度の開始にあたっては、その事案の所管と思われる課にご相談をいただき、所管課と教育政策課を経由して法律事務所へ依頼いたします。依頼後は、学校と法律事務所間で相談を進めるというような流れで、当初は進めていきたいと思っております。一定期間そのような方法で進めながら、今後、よりいい方法を考えていきたいと思っております。

参考として相談フロー図を載せておりますが、制度の流れをお示ししてございます。10月からの制度開始をめざし、準備をしているところでございます。以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員	<p>より円滑な学校、園の運営上、本当にありがたい制度だと思います。その上で2点質問がございます。1点目として、今後、このフロー図も変わってくるかもしれないのですが、この弁護士の方が学校や園に入られるときに、例えば地域ですとか、保護者の方と直接弁護士さんが対応してくださるようなことがあるのかどうか、あるいは陰でのサポートになるのかということが1点目です。</p> <p>もう1点は、各学校・園を通してですと、校長・園長を通すことになると考えますが、教員もしくは学校や園に関わる人たちが、直接お願いすることもできるのかどうか、この2点を教えてください。</p>
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>まず1点目のお尋ねにつきまして、弁護士の役割は、あくまで学校からの依頼、あるいは相談に基づきまして、内部的に助言、それから指導を行うものであって、学校側の代理人となって対外的な活動を行うものではないと考えてございます。そうした点から申しますと、できるだけ表に出ないような形で進めるのがよろしいのではないかと考えてございます。そうした点から、当初のうちは陰でサポートしていただきます。また、制度を進める中では、いろんなケースも出てくるかと思しますので、都度また考えていきたいと思っております。</p> <p>2点目でございますけれども、正副校長、いわゆる管理職以外の相談というところかと思えます。私ども想定しておりますのは、正副校長といった管理職からのご相談を考えておりますが、中には管理職を通さずに直接相談したいこともあるのではないかと考えておりますので、それぞれのケースに応じまして、できるだけ柔軟に対応していきたいと、現時点では考えているところでございます。</p>
清正教育長	<p>ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。</p> <p>次に、日程第4、報告第54号「令和三年成人の日記念式典の開催について」事務局から説明をお願いします。</p>
生涯学習・学校地域連携課長	教育長
清正教育長	生涯学習・学校地域連携課長
生涯学習・学校地域連携	<p>それでは、令和3年成人の日記念式典の開催について、ご報告させていただきます。恐れ入ります、1枚おめくりいただきまして、資料でございます。</p>

まず1、要旨でございます。成人の日に実施しております成人式でございますが、令和3年成人の日記念式典につきましては、2行目、参加者の新型コロナウイルス感染症の防止を図るため、式典内容を一部変更して開催させていただくものでございます。

2、内容でございます。(1)主催、(2)開催日はお示しのとおりでございます。

(3)会場でございます。こちらは例年と同様、北とぴあさくらホール、また、スクリーン会場でございますつつじホール、あわせて定員1,700名でございます。

(4)成人該当者数でございます。今回、該当者数は2,947人、うち、外国籍の方は554名でございます。右側に※で書かせていただきましたが、前回の出席率は50%ほどでございます。今回、定員の人数を考えますと、満員状態になることが予想されます。それらを踏まえまして、感染予防対策を図ってまいりたいというものでございます。具体的な対策につきましては、後ほどご説明させていただきます。

(5)主催者側のご出席、また、(6)来賓の方はお示しのとおりでございます。

(7)案内状、ご招待させていただいている方々でございますが、こちらも前回と変更してございますので、後ほど説明させていただきます。

まず、(8)感染予防策でございます。裏面にわたりまして、対策を整理してまいりました。

まず、①式典の複数開催でございます。密集状態を緩和するために午前と午後の2部制とさせていただきます。分け方でございますけれども、北部と南部、こちらは中学校の学区を基に2分割させていただくものでございます。

その上で、入退場が一番密になりますので、その対策が重要となります。大きく2分割した上で、学校ごとに入場時間帯を細かく設定するなど、なるべく密にならないよう工夫してまいりたいと考えております。

裏面でございます。②招待者の制限でございます。例年であれば、北区議会は全議員の方、また180名ほどいらっしゃいます町会・自治会長様につきましても、一部制限をさせていただきたいと考えております。議員につきましては、文教子ども委員のみ。また、町会・自治会につきましては、19の地区の連合会長のみとさせていただきたいと考えております。また、出席につきまして、今回2部制でございますので、午前もしくは午後のどちらかでご案内してまいりたいと思います。

続いては③基本的予防対策ですが、徹底してまいります。

次に、④オンライン配信でございます。今回、新たにインターネット上で生ライブ中継をしたいと考えております。

次に、⑤新成人のつどいでございます。通常であれば式典の後、中学校の区域ごとに集まる場を設けておりましたが、こちらは3密回避が困難なため、今回は中止、式典のみとさせていただくところでございます。

⑥その他でございます。今後の感染状況を注視しながら、今後適切な対応をさらに考えながら進めていきたいと考えております。

最後に、今後の予定でございます。来月9月17日の文教子ども委員会、議会に報告。また、北区町会自治会連合会常任理事会に報告させていただいた後、9月20日号の北区ニュース、また区のホームページ、Twitter、Facebook等々でこの方針を周知してまいりたいと考えております。また、日程が近づきましたら、11

月、また北区ニュース等々でご案内させていただきながら、該当の方に案内状を送付してまいりたいと考えております。以上、報告でございます。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

渡辺委員 教育長

清正教育長 渡辺委員

渡辺委員 成人の日の式典を執り行っていただくということで、大変ありがたく思います。そして、このように密にならないよう、分かりやすく細かい対策を講じていただき、安心はしておりますが、1点心配していることがございます。例年、私も参加させていただいておりますが、式典とその後行われる新成人のつどいについて、参加者はとても楽しみにしていると思うのですが、2ページの⑤、新成人のつどいが中止になるに当たって、式典が終わった後、密になるのは避けられないのではないかと懸念があります。成人の日の式典は、同窓会のような場でもありますので、例えば飛鳥山公園や王子の親水公園といった、密にならないような場所があるといった提案がないと、式が終わった後、北とびあの1階エントランスの辺りは、密になることが想像されます。この点について、もう一步踏み込んだ提案ができるありがたいなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

清正教育長 生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・学校地域連携課長 ご意見ありがとうございます。まずは新たに成人になられた方に対しまして、節度ある行動をとるよう呼びかけていきたいと考えております。その上で、やはり同窓会のように、昔の友達に再開する場でもありますので、呼びかけや二次的なご案内、何ができるか考えてまいりたいなと思っております。ありがとうございます。

名島委員 教育長

清正教育長 名島委員

名島委員 ご説明ありがとうございます。このコロナ対策で、最近の研究では、やはり一番大事なのはマスクと換気と言われておまして、さくらホールやつつじホールの換気の実際の空気が入れ替わるのに、例えば何分かかかるかとか、そういったことも、もし分かるようならば計算に入れて、その式典の内容を組み立てられるとよいのかなと思ったのと、渡辺委員と同じ懸念があるのですが、マスクと換気というものがどういう場でも必要であるということを周知徹底と、成人ですから節度ある行動を求めていくということになるかと思っております。換気について今一番言われていることなので、言及させていただきま

した。よろしくお願いいたします。

清正教育長 生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・学校地域連携課長 会場の換気につきましては、まだ状況等確認できていないため、施設管理者と相談してまいります。

名島委員 式典の時間はどのくらいですか。

清正教育長 生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・学校地域連携課長 式典でございますが、例年30分ほどでございます。

清正教育長 ほかにございますか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。
次に、日程第5、報告第55号「保育施設の開設予定等について」事務局から説明をお願いします。

子ども未来課長 教育長

清正教育長 子ども未来課長

子ども未来課長 それでは、表紙を1枚おめくりください。保育施設の令和3年4月の開設予定についてのご報告でございます。

大きな2番、令和3年度に向けた定員拡大ということで、お示しのように本年4月から比較いたしまして、405名の定員増を図る予定であります。

(1)の新規開設園については、先般、公募選定の内容についてご報告をさせていただいたところでございますけれども、新規開設分で285名の増を図らせていただきます。

裏面にまいりまして、公立の園も含めました定員の変更でございます。お示しのように、基本的には増員を図り、3、4、5歳児を少し手厚くということで、合計で120名の定員増を予定しております。細かい内容については、※で注釈を付け加えさせていただいておりますので、後ほどご高覧ください。

また、(3)のところで家庭福祉員2名の方から、今回、家庭的保育事業へ移行したいという希望が出されておりますので、こちらも来年度に向けて手続をしまいたいと考えております。

大きな3番、今後の予定でございますけれども、例年どおり10月下旬から各園の定員の情報を公開いたしまして、12月から来春にかけて保育園の入所決定をしていくという予定でおります。ご報告は以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またご意見ございますでしょうか。

渡辺委員 教育長

清正教育長 渡辺委員

渡辺委員 ご説明ありがとうございます。いくつか質問させていただきたい点がございます。まず、2ページの※4につきまして、つぼみ分園を本園に統合した後の定員として上の表に書かれているかと思いますが、2行ございます。うきま絆保育園とうきま絆第二保育園は、分園を設置するため2行あると思いますが、この数字がどういった状況の数字なのかを教えてください。※6の公私連携型保育所というのは、ちょっとなかなか耳になじまない言葉なのでご説明をお願いします。また、(3)の家庭福祉員という方の役割、仕事内容について教えてください。(3)に関して、私の認識としましては、家庭福祉員というのは家庭的保育事業をしている方のことだと思っていたのですが、移行とはどういうことなのか、この3点をご説明していただきたいと思っております。

清正教育長 子ども未来課長

子ども未来課長 1点目の滝野川北保育園につきましては、委員からお話があったように、滝野川北保育園とつぼみ分園の一体化を図って、この表中にお示しのように、実際には5歳児のところ10名の増を図る予定でございます。

続きまして、2点目の旧志茂保育園園舎にございました保育所でございますけれども、こちらは旧赤羽中学校跡地に新たに病院ができて、その病院の法人様との病児保育も含めた公私連携型保育所を運営してまいります。

3点目の家庭福祉員でございますが、この家庭福祉員が家庭的保育事業に移行することによって一番大きく変わるのは、入所調整の枠に家庭福祉員が入ることになりますので、区の窓口でご希望があれば、区が調整をしてこの家庭的保育事業に割り振っていくと考えております。

保育課長 教育長

清正教育長	保育課長
保育課長	<p>補足をさせていただきます。滝野川北保育園につきましては、つぼみ分園統合ということで、つぼみ分園については廃止しまして、滝野川北保育園でその分の受入枠を増減し、今年の11月予定で統合し、運用していくものでございます。</p> <p>また、公私連携型保育所、旧志茂保育園舎を活用したものでございますが、こちらは区の区有施設を活用しまして、運営は私立保育園と民間が運営を行うものが公私連携型保育園となります。旧赤羽中学校跡地に移転した場合には、通常の私立保育園としての運営が始まるものでございます。</p> <p>また、家庭福祉員につきましては、東京都の事業で昔から行っておりますが、保育ママの事業でございます。こちらが27年度の子ども子育て新制度に伴いまして、家庭的保育事業という形に制度が移行しておりますが、この東京都の事業は継続をされてきたといったものでございます。2名の方につきましては、この新制度に基づいた家庭的保育事業に移行するということになりまして、これまでの保育ママ、保育福祉員は独自で申込・受付をしておりましたけれども、新制度に基づきますと、区のほうで受付をして、利用調整をさせていただくといった形で制度が移行してまいる予定でございます。</p>
清正教育長	渡辺委員
渡辺委員	よく分かりました。ありがとうございます。(3)の家庭福祉員についてですが、確か北区では家庭福祉員は五つあると思います。その中の二つだけが移行するという事で、後の3つについては独自で申込等するという事ですね。ありがとうございます。
清正教育長	ほかにございますか。
	(質疑・意見なし)
清正教育長	<p>それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。</p> <p>次に、日程第6、報告第56号「新型コロナウイルス感染拡大に伴う保育所等の臨時休園への対応に係るベビーシッター利用助成の実施について」事務局から説明をお願いします。</p>
保育課長	教育長
清正教育長	保育課長
保育課長	<p>それでは、報告第56号、新型コロナウイルス感染拡大に伴う保育所等の臨時休園への対応に係るベビーシッター利用助成の実施について、ご報告いたします。</p> <p>表紙をおめくりいただきまして、1、要旨でございます。保育士や園児等が新型コロナウイルスに感染し、保育所等を臨時休園する際、仕事を休むことが困難な保護者がベ</p>

ビーシッターを利用した場合に、保護者の負担軽減を図るため、東京都の補助を活用したベビーシッター利用助成を実施いたします。

2、利用要件でございますが、(1) 利用対象者、(2) 利用可能時間はお示しのとおりでございます。(3) 助成額でございますが、1時間あたり2,250円を上限としまして、保護者がベビーシッター事業者を支払った使用料から1時間あたり150円を控除した額を助成することといたします。実質保護者負担は1時間あたり150円の利用料となります。また、別途児童1人当たり月額に2万円を上限に、ベビーシッターが自宅まで訪問した際の交通費補助を実施してまいります。

裏面に移りまして、1ページ目(5) 実施期間でございますが、令和2年4月から遡って適用することとしまして、期間は9月30日までといたします。こちらにつきましては、東京都の補助要綱に定められました補助対象期間に合わせて実施するものでございます。9月以降の予定は、今現在未定となっておりますが、9月以降を延長した場合には、東京都の期間に合わせて区のほうも実証してまいりたいと考えております。今後の予定はお示しのとおりでございます。

裏面に移りまして、その他でございますが(1) 本事業は東京都の補助率10分10の事業でございますので、東京都が全額負担し、区の公費負担は発生いたしません。しかし、利用者、利用した保護者への助成金は、一旦区から保護者へ支給し、後日東京都から補助金の交付を受けるため、必要な経費を区の補正予算として計上させていただいております。なお、ベビーシッターの交通費補助につきましては、東京都と北区で2分の1ずつ負担割合となっております。

(2) 本事業につきましては、東京都が補助対象期間を本年4月1日からとしておりますので、区においても4月1日に遡って対象としてまいります。

(3) でございますが、これまで待機児童対策などによるベビーシッター利用助成、こちらにつきましては、所得税法上の課税所得、雑所得に該当してはおりますが、本事業に係る補助金につきましては、所得税法上の非課税所得に該当するものでございます。ご報告は以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。
次に日程第7、報告第57号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課
長

それでは、後援・共催に関する報告、1枚おめくりください。今回、名義使用承認をした旨の報告は5件ございます。事業名と主催者名のみ読み上げをさせていただきます。

1件目、「第15回北区環境展」主催者は同実行委員会実行委員長でございます。

2件目、「子育てセミナー」家庭倫理の会北区会長でございます。

3件目、「第33回おとなのためのおはなし会」同会代表でございます。

4件目、「親子租税教室「きたつくす税金川柳」」社団法人王子法人会会長でございます。公益社団法人でございます。目、「親子租税教室「きたつくす税金川柳」」

5件目、「令和2年度北区赤羽少年野球 第53回秋季大会」でございます。赤羽少年野球連盟会長でございます。

事業実績報告につきましては、3ページから4ページにわたりまして、5件お示ししてございます。以上、報告とさせていただきます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和2年第7回教育委員会臨時会を閉会いたします。